

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐伯市長 田 中 利 明

市町村名 (市町村コード)	佐伯市 (44205)
地域名 (地域内農業集落名)	城村地区 (上城・下城・川原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月23日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<現状>

同地区は佐伯市南部の住宅街に面した農業地帯である。
 水田や施設園芸品目を主要とし、農事組合法人を中心に農業が行われている。
 基盤整備を進め、担い手の生産性向上に向けた協議を行っている。

<課題>

基盤整備事業に係る事業要件・目標設定や集積、集約化に向けた地権者との協議をどのように進めるかが今後の課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も関係機関や地区、担い手と協議を進めながら、事業等の活用により、法人を中心とした地域内の農業を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	69 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	58 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域を基本とし、その周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
法人を中心に農地の集積・集約化を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後担い手の確保ができない農地については法人を中心に農地中間管理機構を活用し集積を進める方針とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業等を活用し、担い手や法人の生産性の向上を図っていく。今後も関係機関や地域との協議を進め、実現に向けた取組みを行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後も法人を中心に地域の自治会や担い手、地権者等がそれぞれ協力し担い手の確保・育成に向けて連携を強化していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現段階では活用を考えていない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①について

鳥獣被害防止対策として、草刈り等によるいのししの巣窟を減らし、防護柵や電気柵の設置により、被害を最小限にできるよう努める。

③について

スマート農業機器を取り入れ、生産性向上に向けた取組みを行う。

⑦・⑧について

農道や用排水路など農業用施設の適正な維持管理を行う。また、老朽化する水路等については行政の補助等を活用し、維持管理に努める。